

6日監第110号
令和6年10月29日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 武田 治敏

定期監査の結果について (提出)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

生活安全部 環境課

第3 監査の期間

対象期間 令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

実施期間 令和6年7月25日から令和6年9月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施した。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

【要望】

- ① 助成金の交付事務については、各要綱に則り適正に処理されたい。
- ② 業務委託をする際は、請負者との間で適正な書類を整備されたい。
- ③ 中央環境センター展示室の有効活用について検討されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

学校教育部 学校教育課

第3 監査の期間

対象期間 令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

実施期間 令和6年7月25日から令和6年9月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施した。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

【要望】

- ① 要保護・準要保護児童生徒就学援助費と特別支援教育就学奨励費について、所得の修正申告等に伴う認定の見直し方法について再検討されたい。
- ② 教職員の定期健康診断結果に伴う治療指導について検討されたい。
- ③ 「教科書及び指導書購入」について、契約方法を再検討されたい。
- ④ 物品等を購入する際の検査検収については、適正かつ慎重に行われたい。
- ⑤ 引き続き、教員の長時間労働解消に向けた取り組みに努められたい。